

河内長野市立加賀田小学校PTA規約

第 1 章 名 称

- 第 1 条 本会は、河内長野市立加賀田小学校PTAといい、事務所を加賀田小学校に置く。

第 2 章 目 的

- 第 2 条 本会は、保護者と教師が協力し、次の目的をめざして活動する。
1. 家庭、学校、社会における児童の福祉を増進する。
 2. 児童の教育的環境をよくする。
 3. よい保護者、よい教師となるように努力する。
 4. 教育財政を確立することに協力する。

第 3 章 方 針

- 第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
1. 特定の政党や宗教にかたよることなく活動する。
 2. 本会は、本会または本会役員の名で営利的事業への協力や、政党や団体の候補者を推薦しない。
 3. 児童の福祉増進のために活動する他の団体及び機関と協力する。
 4. 教育行政に干渉しない。

第 4 章 会 員

- 第 4 条 本会の会員となるものは、次の通りとする。
1. 普通会員
 - A. 本校に在籍する児童の保護者で、入会同意書兼入会確認書を提出した者
 - B. 本校に勤務する教職員
 2. 特別会員
本校校区に在住し、本会の趣旨に賛成し協力する者で、その年度の実行委員会で承認された者
 3. 会員の個人情報
会員の個人情報取り扱いに関しては、細心の注意を払い、本会の活動目的以外では使用しない。
 4. 会員の退会
会員の退会の際は、退会届を提出する。ただし、転出・卒業時には自動退会となり、退会届は不要とする。

- 第 5 条 会員は、全て会費を納めるものとする。
会費は、令和4年度より月額1家庭300円とする。
会員の退会が月途中であっても日割りの返金を行わない。

- 第 6 条 会員は、全て平等の義務と権利を有する。

第 7 条 会員は、全て本会の目的と方針に従って活動する義務がある。

第 5 章 経 理

第 8 条 本会の活動に必要な経費は、会費・補助金・寄付金及びその他の収入によって支出される。

第 9 条 本会の経理は、全て総会で認められた予算に基づいて行われる。ただし、運営委員会の承認を得て予算を補正することが出来る。

第 10 条 本会の経理は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第 11 条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第 6 章 役 員

第 12 条 ・本会の役員は、普通会员より次の通り選出する。

会 長 1名

副会長 3名

書記・会計 2名（内1名は教員）

委員長 2名（第31条の環境福祉委員会及び広報委員会の委員長をいう）

・会長、副会長および書記・会計を本部役員とする。

・各役員は、他の役員を兼ねることは出来ない。

・任期中に本会の役員に欠員が生じた場合は、運営委員会において協議し、補充することができる。補充する場合は、総会の承認を得ずして、運営委員会で推薦し、本人の承諾を得て決定する。任期は、前任者の残留期間とする。

第 13 条 1. 本会に顧問を置く。顧問は、前年度会長とする。

2. 前年度会長が会長に再任された場合、前年度副会長より顧問を選出する。

第 14 条 役員並びに顧問の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第 15 条 役員の仕事

1. 会長は、本会を代表し、会を運営する。

各地区内の情勢を把握し、地区間の連絡ならびに調整を行う。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその代理をつとめる。

各地区内の情勢を把握し、地区間の連絡ならびに調整を行う。

3. 書記・会計は、総会及び運営委員会並びに実行委員会の議事及び本会の活動に関する重要事項を記録する。会計事務を処理する。

4. 委員長は、会長、副会長を補佐し、委員会の業務を統括する。

第 16 条 役員は、総会において選出する。

第 7 章 会計監査委員

第 17 条 本会の経理を監督するために、1名の会計監査委員を置く。

第 18 条 会計監査委員は顧問が兼ね、総会において選出される。

第 19 条 会計監査委員は、本会の経理を監査し、総会において会計監査報告をする。

第 20 条 会計監査委員は、本会の経理状況を把握するために、本会のあらゆる会議に出席することが出来る。

第21条 会計監査委員の任期は、1年とする。

第8章 委員

第22条 本会に実行委員を置く。実行委員の数及び選出方法は、細則に定める。

第23条 本会に第31条の各委員会の委員を置く。委員の数及び選出方法は、細則に定める。

第9章 総会

第24条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。総会において次の事項を審議する。

1. 予算並びに経理
2. 役員並びに会計監査委員の選出
3. 行事計画
4. 規約の改正
5. その他、運営委員会又は実行委員会の提案する事項

第25条 総会の定足数は、構成人員の4分の1（委任状を含む）以上とする。

第26条 総会は、会長が招集する。ただし、実行委員会が必要と認めた場合、または全会員の4分の1以上の要求があった場合には、会長は臨時に総会を招集しなければならない。

第27条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第10章 運営委員会

第28条 役員、顧問、校長及び教頭、教務（以下運営委員という。）をもって運営委員会を構成し、総会の議決に基づいた本会の業務を統括し総会に提出する議案を検討するとともに、次の事項につき議決権を有する。

1. 予算の補正
2. 総会議決行事の取り止め、または総会議決以外の行事の実施
3. 臨時委員会の設置
4. 特別会員加入の承認
5. 規約の改正案作成および細則の制定とその改正

第11章 実行委員会

第29条 運営委員及び実行委員をもって実行委員会を構成する。

実行委員会の定足数は、委員数の3分の1以上とし、決議は出席委員の過半数の同意を要する。

実行委員会は、運営委員会の求めに応じ総会に提出する議案を検討する。

第30条 実行委員会は、会長が招集する。ただし、構成員の2分の1以上の要求があった場合、会長は実行委員会を招集しなければならない。

第 12 章 委 員 会

第 3 1 条 総会議決の行事等について調査・研究・立案・実施するため、次の委員会を設ける。

1. 学級委員会 学級担任の相談相手となり、担任に協力する。
2. 環境福祉委員会 会員及び児童の厚生福祉をはかり、地域の教育環境をよくし、児童の健康安全、校外指導にあたる。
3. 広報委員会 P T A 活動の報道及び広報
各委員会に委員長、副委員長（書記）をおき、各委員会は相互に協力する。

第 3 2 条 必要に応じ実行委員会の承認を得て臨時委員会を設置することが出来る。

- 付 則
1. 平成 2 年 4 月 1 日、第 5 条改正
 2. 平成 4 年 5 月 1 5 日、第 1 2 条・2 4 条改正
 3. 平成 7 年 5 月 1 1 日、第 4 条・第 3 1 条・第 3 4 条改正
 4. 平成 1 1 年 4 月 3 0 日、第 1 2 条・第 3 4 条改正
 5. 平成 1 3 年 1 1 月 1 8 日、第 1 2 条・第 1 3 条・1 7 条・第 1 8 条・第 3 1 条改正
 6. 平成 2 1 年 5 月 8 日改正、第 1 2 条改正
 7. 平成 2 8 年 5 月 2 日、第 9 条・第 1 2 条・第 1 3 条・第 1 8 条改正
 8. 令和元年 5 月 1 0 日、第 4 条・第 5 条・第 1 3 条・第 1 8 条改正
 9. 令和 2 年 5 月 7 日、第 2 条・第 4 条・第 5 条・第 1 2 条・第 3 1 条改正
 - 1 0. 令和 3 年 5 月 7 日、第 5 条・第 1 2 条・第 1 5 条・第 3 1 条改正
 - 1 1. 令和 4 年 5 月 6 日、第 1 2 条・第 1 5 条・第 3 1 条改正

令和 4 年 5 月 6 日 施行

河内長野市立加賀田小学校 P T A 規約細則

- 第 1 条 役員および実行委員は普通会員より選出する。
- 第 2 条 規約第 1 2 条における役員（本部役員を含む）は次の通り選出する。
1. 選出の際は、役員（会長・副会長）が会を進行し次年度の役員候補を選出する。
2. 役員は一人の児童につき 1 回は選出の対象とする。役員経験者は次年度より選出免除されるが、該当児童が卒業後は選出対象となる。ただし本部役員経験者については継続して免除とする。
3. 令和 2 年度までの役員（本部役員を含む）は継続して免除とする。
- 第 3 条 規約第 3 1 条の各委員会の委員長は、普通会員の中から選出する。
- 第 4 条 実行委員は、次の通り選出する。
選出においては、立候補されている場合も役員（本部役員）の選出を優先（抽選の場合は対象となる）する。
- 第 5 条 規約第 3 1 条の各委員会の委員は、次の通り選出する。
1. 環境福祉委員は、実行委員の中から 4 名選出する。
2. 広報委員は、実行委員の中から 4 名選出する。
3. 学級委員は、各学級より 1～2 名とする。
ただし、児童一人につき 6 年間再選されない。また原則として、役員経験（細則第 2 条に準ずる）および前年度の実行委員を除く会員より選出する。
- 第 6 条 運営委員会、環境福祉委員会、学級委員会に、委員会活動費を設ける。
- 第 7 条 P T A 役員の依頼を受けて、各種講演会・研修会などに参加した場合、自己負担分交通費として次の金額を支給する。
a. 市外に出る場合、交通費実費全額。
b. 市内の場合、一律 500 円。（但し、加賀田中学校区内は除く。）
- 第 8 条 この細則は、P T A 会員数の変化を考慮して、毎年改正を検討する。
- 第 9 条 この細則は平成 5 年 5 月 1 2 日より施行する。
（平成 5 年 3 月 1 5 日 一部改正）
（平成 6 年 4 月 1 6 日 一部改正施行）
（平成 7 年 1 1 月 4 日 一部改正施行）
（平成 1 0 年 3 月 6 日 一部改正施行）
（平成 1 1 年 4 月 3 0 日 一部改正施行）

(平成13年11月18日 一部改正) (平成14年4月1日 施行)
(平成16年11月27日 一部改正) (平成17年4月1日 施行)
(平成25年5月2日 一部改正) (平成26年4月1日 施行)
(令和2年5月8日 一部改正施行)
(令和3年5月8日 一部改正施行)
(令和4年5月6日 一部改正施行)

加賀田小学校PTA慶弔規定

1. 在学中の児童が死亡の場合
 - (1) PTAより檜一對と香料10,000円をおくる。
 - (2) 葬儀への参列者は、PTA役員代表・当該地区委員長・教職員代表・当該学級児童全員とする。ただし、遠隔地での葬儀は弔電をもってこれに代える。

2. 会員または教職員（非会員を含む）が死亡の場合
 - (1) PTAより檜一對と香料10,000円をおくる。
 - (2) 葬儀への参列者は、PTA役員代表・当該地区委員長・教職員代表・当該学級児童代表とする。ただし、遠隔地での葬儀は弔電をもってこれに代える。

3. 見舞い
在学中の児童が病気、またはけがにより引き続き14日以上入院した場合は、お見舞いとして3,000円をおくる。

4. その他
他団体等の慶事、並びに他団体役員、および加賀田小学校教職員の家族の弔事等については、役員会で協議する。ただし、緊急時等やむをえない場合は事後承認を得ることとする。

5. 上記慶弔について、該当者及び親族より参列、慶弔費の辞退及び公表不可の申し出があった場合はそれに従うこととする。

(平成元年4月19日制定)

(平成5年5月11日改正)

(平成18年5月2日改正)

(令和2年5月8日改正)